

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置空気圧縮機（A）の点検時、シリンダ吐出バルブ押さえに損傷（割れ）が認められたため、当該部品を交換	D	
2	1号機	高圧給水加熱器（1A）ドレンダンプ弁の点検時、水位調整用ポジションのパイロットリレーに動作不良（応答が緩慢）が認められたため、当該パイロットリレーを修理	D	
3	1号機	中性子源領域モニタ／中間領域モニタの原子炉圧力容器底部ベデスタル内コネクタ点検時、中間領域モニタ（IRM用1箇所）のケーブル側コネクタピンに損傷（凹み）が認められたため、当該コネクタを交換	C	
4	1号機	事故後サンプリング設備の気体サンプルラック入口弁駆動部操作空気電磁弁の点検時、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
5	1号機	タービン補機冷却水ポンプ（C）点検のためケーシングベントライン取外し時、逆止弁の弁体に破損（脱落）が認められたため、当該弁を交換	C	
6	1号機	高圧給水加熱器（1A）ドレン水位調整弁の点検時、水位調整用ポジションパイロットリレーに動作不良（開動作せず）が認められたため、当該パイロットリレーを修理	D	
7	1号機	主タービン軸シール蒸気圧力調整弁の駆動用空気減圧弁の点検時、動作不良（減圧不可）が認められたため、当該弁を修理	D	
8	1号機	原子炉格納容器ドレン系隔離弁取替工事に伴う溶接安全管理審査受審時、溶接事業者検査要領書判定基準の記載に不備が認められたため、当該要領書を改訂および対応検討	B	
9	1号機	制御棒駆動水ポンプ出口フィルタ（A系）の点検時、フランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を修理	C	
10	3号機	所内ボイラ保管用窒素ガスボンベ切替え時、窒素ガス封入配管一次減圧弁の1次、2次側小型圧力計付け根部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	給復水系復水回収タンク水位調整弁において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	復水貯蔵タンク出口電導度計の点検時、当該計器チャンパー内に異物が認められたため、当該異物を除去	B	
13	4号機	建屋漏えい検出器継電器盤（25-513）における液位スイッチの取付け時、盤内ケーブルの誤配線による「直流125V電源地絡」警報の発生が認められたため、対応検討	C	
14	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の試運転時、トリップ事象が認められたため、当該ポンプ及び制御系を点検・原因調査	C	
15	4号機	安全弁検査（T1）要領書において、試験装置監視用計器リストにブルドン管圧力計の記載漏れが認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	弁漏えい検出系温度記録計において、「原子炉圧力容器頭部ベント弁システム温度高」警報の発生時、一時的な温度指示のオーバースケール（300℃超え）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
17	集中環境施設	廃棄物移送容器内の廃液圧送作業時、圧送用空気圧力変換器又はスイッチにおいて、動作不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
18	集中環境施設	換気空調系ランドリ冷凍機潤滑油温度制御装置において、温度指示スイッチの設定値と制御温度に誤差が認められたため、当該指示スイッチを点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで